

北海道根室振興局告示 第 21 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(打瀬漁業)(えび)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可等をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(打瀬漁業)(えび)	根海共第7号共同漁業権漁場区域	1月1日から12月31日までただし、上記期間のうち行使承認証に定められた期間とする。	100隻	総トン数15トン未満ただし、操業区域における共同漁業権行使規則において、魚種ごとに定められた総トン数と異なる場合は、当該規則に定める船舶総トン数とする。	ア 根室振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域に対象とした魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	〔許可の有効期間〕 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで 〔起業の認可の有効期間〕 令和7年6月1日から令和7年11月30日まで 起業の認可に基づく許可にあっては、上記許可の有効期間満了日までの残存期間とする。 〔申請書の提出先〕 根室振興局産業振興部水産課 〔許可の条件〕 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 (2) 使用する漁具の網目は、結節から結節までの長さが17ミリメートル以上でなければならない。 また、身網の全長は16メートル以内でなければならない。 (3) ほくかいえび以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 また、さけ・ますが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4) 7月11日から9月20日までの間になまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。